

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 藤原 マサノリ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 市内経済を守る
- 2 市民の健康増進と命を守る

## 答弁者

--

受付	令和5年8月23日	No. 1 2
	午前9時14分	

## 1 市内経済を守る

## (1) インボイス制度による影響について

この10月から導入される消費税の新たなルール「インボイス制度」。これまで免税事業者だった小規模事業者やフリーランスと呼ばれる個人事業主の負担が増加する事が少なからず予想されています。コロナそして物価高に加え、このインボイス制度の導入が地域経済に及ぼす影響も懸念されます。

そもそも消費税の申告や計算は、非常に手間がかかることもあり、これまでは課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者の消費税の申告・納税については免除されていました。そのため、消費者が免税事業者を支払った消費税が国庫に入らず、免税事業者の手元に残る、いわゆる益税になってきたことが以前から問題視されていました。

1989年4月1日から3%の消費税が導入されて以降、現在では10%となり課税事業者と免税事業者の間では、ますます不公平感が大きくなっていると言われています。よって、この不公平感を改善すべく導入されるのが、インボイス制度です。正式名称は「適格請求書等保存方式」。軽減税率導入による「複数税率」の適正な処理や、益税に対する不信感・不公平感などの課題を解決するのがインボイス制度の主な目的です。

しかし、その制度の詳細について、まだまだ理解不足の事業者が多い事や、制度導入後の取引先との関係や利益の減少などに不安を持つ事業者も多く、沢山の課題を残しています。

また、この制度改正は民間企業間の問題だけではなく、地方公共団体の会計にも一部関係する事であり、その対応が求められています。

そこで、以下の質問をします。

- ① インボイス制度に対する市の見解を伺います。また、1,000万円以下の免税事業者は市内にどのくらいいるのか。そして、本年3月までに適確請求書発行事業者としての登録を済ませた件数は案件であったか伺います。
- ② インボイス制度が進んだ場合、市内経済への影響は少なからずあると思います。市の法人税収などへの影響はどのように捉えているか伺います。
- ③ インボイス制度の導入によって市が発注する公共工事や物品納入などにおいて、今まで取引のあった事業者に影響が出ないようにする必要があります。どのように考えているのか伺います。
- ④ 地方公共団体の場合、売り上げと仕入れを同額とみなし消費税の納付金額はゼロである事が消費税法で定められていますが、施設使用料など一部のケースにおいてはインボイスが必要な場合があると思います。見解を伺います。

## 2 市民の健康増進と命を守る

### (1) がん検診受診率の向上について

日本人男性の2人に1人、女性の5人に2人が罹患するといわれるがん。1980年までは脳卒中が死因の第1位でしたが、1981年以降から現在までは、がんが日本人の死因のトップであり、3人に1人ががんで亡くなると言われています。今後ますます高齢化が進めば、がん患者数も激増する事が予想されています。

がんの死亡率を下げるために重要なのは、言うまでもなくがん検診の受診率を上げることです。しかし、厚生労働省によると、がん検診の受診率は30～40%台であり、いずれのがんも第2期がん対策推進基本計画における受診率の目標50%（大腸については当面40%）を達成できていません。

さらに、日本対がん協会とがん関連3学会の全国調査によれば、2020年のがん診断件数は大きく減少しており、特に早期発見された症例数が減少しているという結果が出ているそうです。新型コロナウイルスの流行により、医療機関での診療を控えたり、各種検診が一時中断されたことが影響していると考えられます。

こうした状況を踏まえ、政府は本年3月、がん検診の受診率目標を50%から60%に引き上げることを盛り込んだ新しい基本計画を閣議決定しました。加藤厚生労働大臣は、新たながん対策推進基本計画は、すべての国民ががんを克服することを目指すための重要な取り組みだと位置づけました。

日本のがん検診受診率は、諸外国と比べても極めて低い状況です。アメリカやイギリスでは乳がん検診と子宮がん検診の受診率が80%前後なのに対し、日本ではその半分の40%程度と低迷しているのです。

そこで以下質問します。

- ① 多摩市のがん検診受診率に関する認識を伺います。
- ② 現在の多摩市のがん検診受診率（直近のデータ）を伺います。
- ③ 多摩市もこれまでがん検診の受診率を向上させるべく様々な施策に取り組んできていると思われませんが、受診率が大きく伸びているとは言えない状況です。これまでの成果と今後の課題を伺います。  
コロナ前とコロナ禍、そしてウイズコロナの現在とでは、受診率にどのような変化がありますか。伺います。
- ④ がん検診の受診率を上げるにはどうすれば良いと考えていますか。

## (2) メンタルヘルス不調および精神疾患への支援について

メンタルヘルス不調は、さまざまな要因が複合的に絡み合って引き起こされると考えられています。特に昨今の新型コロナウイルス感染症や感染対策に伴う様々な行動制限やライフスタイルの急激な変化は、メンタルヘルス不調の要因をさらに多様化・複雑化させたと認識されています。

例えば、新型コロナウイルス感染症によって引き起こされた新たなメンタルヘルス不調の要因としては、孤独感や喪失感から生じる心の健康の問題があげられているようです。

また、従来からの要因としては、学校におけるいじめやそれに伴う不登校児数の急増、職場でのストレスやハラスメントがあげられます。さらには気候変動がメンタルヘルスに負の影響を与えることも確かなエビデンスを持って証明されるようになってきているそうです。

このように、メンタルヘルス不調の悪化により引き起こされる精神疾患を抱える患者数は過去15年間で年々増加しています。自殺で亡くなった方のうち、98%はうつ病に代表される精神疾患を抱えていたという報告もあり、メンタルヘルス対策を行うことは自殺者を減らす上でも重要となってきました。

メンタルヘルス不調、そしてそこからつながる精神疾患は、昨今の日本社会において重点的に取り組むべき社会課題の一つと言えるのではないのでしょうか。

そこで以下質問します。

- ① この課題が重点的に取り組むべき社会課題であるということについて、メンタルヘルス不調と精神疾患の違いを含め、市の見解を伺います。
- ② 市内企業で働く従業員や多摩市職員のスプレッドチェック実施率、および産業医の設置などは適切に行われていますか。伺います。
- ③ 非精神科医の役割がメンタルヘルス不調への支援には必要不可欠です。見解を伺います。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 藤條 たかゆき

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 ペットとの共生社会へ ～真の殺処分ゼロと動物福祉の向上に向けて～
- 2 ふるさと納税制度を考える

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No.13
	午前10時14分	

## 項目別質問内容

<p>1 ペットとの共生社会へ ～真の殺処分ゼロと動物福祉の向上に向けて～</p>
<p>環境省が公表している 2021 年度（令和 3 年度）のデータによると、全国の保健所や動物愛護センターなどでの殺処分数は、犬が 2,739 匹、猫が 11,718 匹の合計で 14,457 匹でした。</p>
<p>民間ボランティア団体さん等の身を削る奮闘で返還・譲渡された犬猫は 44,630 匹になり、それに伴って殺処分率も年々右肩下がりで減少傾向にあり、25%を切るまでになりました。</p>
<p>しかしながら、ほとんど持ち出しや寄付で運営されているボランティア団体等も多く、持続可能性に不安を覚えながら、常にひっ迫したギリギリの状況で活動をされていたりします。</p>
<p>実際、返還譲渡数は近年頭打ちとなっており、殺処分ゼロを達成したとする自治体もボランティア団体の善意なしに達成は困難です。</p>
<p>動物愛護管理法の目的に「人と動物の共生する社会の実現」が明記されて久しいですが、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等も複雑に絡みあって、不適切な飼育のもと多頭飼育崩壊に陥り、自治体や保健所の引き取り数を引き上げてしまう要因にも繋がっています。</p>
<p>こうしたケースでは、人と動物に係るそれぞれ個別の問題として対処しても解決が難しいでしょう。飼い主の中には支援を必要とする方も多く、動物愛護の行政職員だけでなく、社会福祉分野や専門家等とも連携した対応も求められています。</p>
<p>まずは蛇口を閉めて引き取り数を減少させること、そして新たなペットの引き取り先の開拓も行うことで、真に殺処分のないペットとの共生社会は実現できると信じ、以下質問致します。</p>
<p>(1) 東京都の動物愛護も盛り込んだ「地域における相談支援体制整備事業」において、多摩市においても令和 4 年度から「飼養継続困難動物保護譲渡事業」と「飼い主不明猫保護譲渡支援事業」が実施されているが、この 1 年で市内の実態把握はどこまで進んだか。具体的な件数や掛かった費用などをお示し頂きながら、地域のニーズや課題について伺う。</p>
<p>(2) 動物愛護センターを持ちえない多摩市においては、一時的な保護や里親</p>

## 項目別質問内容

<p>探しを行うための中間的な動物保護センターの役割を地域のボランティア団体に担ってもらっている現状であると思うが、保護猫活動にあたっては、物心共に様々な支援が必要である。先の事業ではサポートしきれない、飼い主への啓発活動の充実や譲渡会開催のための公共施設の提供など、市として協力できる面がまだまだあると思うがあらためて取り組みを伺う。</p>
<p>(3) 日々の保護活動を行いながら、譲渡先も自分達で探すのはボランティア団体にとっても大変な負担である。市の広報を使ってあらたな里親を募る取り組みや、里親の登録制度の導入など、保護犬・保護猫の受け入れ先を増やすための支援策は検討されているか伺う。</p>
<p>(4) 高齢化・核家族化という時代背景において、人と動物の共生は今後、福祉の一部としてセットで考えていく必要がある。コミュニティ生活課のみならず、福祉部門と連携した取り組みについて事例があれば伺う。また今度どういった取り組みが模索できそうかについても合わせて伺う。</p>
<p>(5) 動物が自動車などに轢かれて交通事故で命を落とす、いわゆる「ロードキル」は、あるNPO法人の試算によれば約29万匹にも及ぶという。殺処分数の10倍という数値はあくまで推計値だが、回収された遺体の実測値だけで見ても殺処分数の2倍近くは確認がされている。多摩市内におけるロードキル個体の現状把握や対策について伺う。</p>
<p>2 ふるさと納税制度を考える</p>
<p>総務省はふるさと納税の理念として、3つの意義を掲げています。</p>
<p>①納税者が寄付先を選択することで、税の使われ方を考えるきっかけとなる制度</p>
<p>②生まれ故郷やお世話になった地域、これから応援したい地域の力になれる制度</p>
<p>③自治体はその取り組みをアピールすることで、自治体間の競争が進むこと。</p>
<p>それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけになる。</p>
<p>としています。</p>
<p>多摩市などの不交付団体においては、地方交付税による減収の補填がないことなど税収的には厳しい制度であり、これまでふるさと納税等の寄付金の活用方</p>

## 項目別質問内容

法や使い道などを明確化することで、透明性と信頼性を高めていきながら、来街促進や関係人口の創出に繋げるなどの工夫をされて来られたと思いますが、今後さらに流出額と寄附額との差が大きくなっていくことが想定されています。

こうした流れに歯止めをかけつつ、市内外からも応援して頂けるような取り組みを発信していけるよう、以下質問致します。

(1) ふるさと納税による支出額はワニの口のように年々増加傾向にある。返礼品として市内産品を取り扱い産業振興策としていきたい方向性も議場で確認しているが、取り組みや成果は進んでいるか。それは地域資源の活用や地場産業の育成にどこまでコミットできているか伺う。

(2) ふるさと納税ポータルサイト等に掲載されている、多摩市へ寄付した場合の「使い道」の選定については、どのような基準で選定し決定しているのか。

また、それぞれの使い道に対して目標金額や集まった金額に応じての成果物（アウトプット）の記載がないが、それらは納税して頂いた方々や市民にどのようにフィードバックされるのか伺う。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

①直近3か年での、多摩市で回収した動物の遺体の数の内訳（種別や死因等も分かる範囲で）

②直近3か年での、多摩市に寄付されたふるさと納税の内、「使い道」が指定された割合とその内訳



# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 岸田 めぐみ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 ケアをしても自分らしく暮らせるまちに～ヤングケアラーから考える～

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No.14
	午前10時39分	

1 ケアをしても自分らしく暮らせるまちに～ヤングケアラーから考える～

団塊世代が後期高齢者となる 2025 年を控える来年 2024 年は、3 年ごとの介護保険制度改正が行われる年です。介護を社会全体で担う目的でつくられた介護保険ですが、安倍政権が 2015 年に「介護離職ゼロ」を大きく掲げたにも関わらず、総務省の『平成 29 年度就業構造基本調査』によると、「介護・看護のため過去 1 年間に前職を離職した人」は今も年間約 10 万人近くに上ります。

また、2019 年に聖路加国際大学と NPO 法人が共同で実施した「入院中の子どもの家族の生活と支援に関する実態調査」の結果からは、栄養も睡眠も十分にとれず、休職や退職による経済的不安を抱えているおもに母親の姿が明らかになりました。

こうした高齢者介護や子どもの看護だけでなく、障がいや病気を持つ家族の介助や看護、精神的な支え、小さい子どものお世話、通訳など、年齢を問わないたくさんの人たちが家族に対する無償の「ケア」に携わっています。そして、その中に支援を必要としている人、支援が必要な時に直面している人がいると考えることは、今や不可欠なのです。

本年 6 月 14 日に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念には、「家族等に対する支援が適切に行われることにより、家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること」とケアラー支援が入りましたが、その他の多様なケアを担っている全世代のケアラーを支援する法律はありません。

子どもは家庭の中でケアを受ける存在であることが多いのですが、家族の役に立ちたいという気持ちや頼まれて、子どもが担うこともあります。その経験は今後の人生にも生かされるものだと考えますが、本来おとなが担うようなケアを日常的に行うことにより、悩みを抱えこむ、その年代に必要な様々な体験ができない、学びや友人関係に影響があるなど、子どもの権利が侵害されている場合は介入が必要だということは今では共通の認識であり、子ども家庭庁所管下でヤングケアラーに対しても動き始めました。

しかしお手伝いとヤングケアラーとの間に明確な線引きが難しい、家庭内の相談をためらう、ヤングケアラーの自覚や認知度も低い等課題も多岐にわたる中、実態調査や支援体制強化事業にとどまっている状況です。多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例（以下、子若条例）に照らし、子どもたちが子どもらしく過ごし、「将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現」のために、昨年度行われたヤングケアラー実態調査（以下、調査）を基に、質問致します。

(1) 今回の調査を通じ無記名にも関わらず、ヤングケアラーに該当すると思われる子どもを特定できたことは丁寧な仕事をされた結果であると感じています。以下、調査について伺います。

- ① 調査結果は市のホームページに掲載され、市議会にも報告がありましたが、調査の対象であった特に小中学生の子どもたちへはどのような形で伝えられたのでしょうか。アンケートを取る際は教育委員会や学校の協力を求めたのと同様に結果を知らせるにも協力を得て、子どもたちに結果を共有する必要があったと考えますが、いかがだったのでしょうか。
- ② 今回の調査を通じてわかったヤングケアラーの子どもたちが担ってきたケアの中身と行った支援、行っていく支援について伺います。
- ③ 行政サービスが入っているにも関わらず、調査ではヤングケアラーに該当する負担を感じる子どもがいることがわかりました。なぜ起きたのか、また今回のことを受けて改善されたこと、課題もあれば伺います。子育て、障がい福祉サービス、介護、それぞれ別にお答え願います。
- ④ 調査には性別を聞く項目もありました。調査結果より所管が捉えた課題とそれに対する策についても伺います。

(2) 支援について伺います。

- ① 子どもの暮らしに一番身近な自治体で子ども専用の相談窓口、救済制度をつくり、子どもに優しい相談環境を整える必要があるのではないのでしょうか。今後の展開を伺います。
- ② 国には子ども家庭庁、東京都には子供政策連携室ができました。本市はどのような枠組みでヤングケアラーを支えていくのでしょうか。

(3) 市長は「私は、家庭・家族だけでケアの責任や負担を負うのは当たり前という固定観念に日本社会が長く支配されてきたことに要因があると考えています。こうした状況から抜け出さなければ、当事者の悩みや孤立感はさらに深まるばかりです。」「ヤングケアラーの実態調査を踏まえ、ヤングケアラーへの支援体制を整備します」と2023年の市長施政方針で話さ

れました。そのためには、若年者のケアラーも包含したケアラー支援条例の制定を考える時期ではないでしょうか。お考えを伺います。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

こども家庭庁ホームページによるヤングケアラーが担っているケア（ア～コ）対し、以下①～③について一覧でお示し下さい。

- ① 多摩市が現在実施している支援
- ② 多摩市ヤングケアラー実態調査において、該当者と思われる子どもたちから求められた支援
- ③ 本市に必要と思われる他の自治体が行っている先進的な支援

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 石山 ひろあき

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

1 聖蹟桜ヶ丘駅周辺整備の経過と今後について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No.15
	午前5時25分	

## 項目別質問内容

<p>1 聖蹟桜ヶ丘駅周辺整備の経過と今後について</p> <p>6月議会の一般質問では聖蹟桜ヶ丘における持続可能な街づくりとして「都市計画マスタープラン第1地域の課題」「聖蹟かわまちづくり計画」「聖蹟桜ヶ丘駅西側地域まちづくり協議会」「経済観光課の取り組み」「シティセールス」などについて質問し市長・部長にご答弁いただきました。</p> <p>その中で聖蹟桜ヶ丘駅北側の新たな賑わいを創出するための「聖蹟かわまちづくり計画」が行われている点と都市基盤の整備や建物の高さ制限の見直しが課題となっている西側地域の点と桜ヶ丘商店会連合会がある南側の点を結び、面でまちづくりをしていかなければならないとのお考えをお聞きいたしました。</p> <p>前回の一般質問の際、ご答弁いただいた中から、いくつか経過をお聞きしながら今後についても質問いたします。</p>
<p>(1) 前回質問した聖蹟かわまちづくりについて市長の答弁では、庁内において多くの部署が関わっているため目指す方向を共有し、役割分担した上で体制づくりや地域活性に向けて、地元自治会や商店会・商工会議所・事業者で組織する「聖蹟かわまちづくり協議会」で議論を重ねながら進め、市民・事業者の方々と連携し、聖蹟桜ヶ丘全体の魅力向上、活性化を目指した取り組みを全庁あげて取り組むとお話ありました。</p> <p>10月には、かわまちびらきイベントが行われます。現在、各部署の役割分担はどのような体制になっているのか伺います。</p> <p>また、全庁あげて市民・事業者の方々と連携し、聖蹟桜ヶ丘全体の魅力向上、活性化を目指した取り組みを行うとありましたが、その取り組みの進捗状況をお聞きします。</p>
<p>(2) 聖蹟かわまちづくり計画の中で歩行者と自転車の動線を別にする計画とお聞きしています。新たに設置されるサイクリングロードの動線はどのような計画か、お聞きします。</p>
<p>(3) 「聖蹟桜ヶ丘駅西側地域まちづくり協議会」で地元住民や地元企業からの意見として、歩道が連続してあるべきとの意見や地域の方が触れ合うコミュニティを求める声や防災の観点から将来の災害に備えた建物の高さ制限の見直しを求める声があったとお聞きしました。</p> <p>このような声に対し、今後どのような対応をしていくのか伺います。</p>
<p>(4) 前回は質問いたしました多摩市食プロジェクトについてですが、令和4年5月に多摩市観光まちづくり交流協議会内で、市内への観光のきっかけには「特色ある食」が必要だと提案があり、令和5年1月に多摩市食プロジェクト</p>

## 項目別質問内容

が立ち上がりました。この多摩市食プロジェクトの目的ですが、食をきっかけに多摩市への来訪を促進させる・来訪者の滞在時間および消費額を増やす・多摩市への再訪を促進させる・市内飲食店の活性化および知名度向上とあります。これらを目的に市内飲食店と協力しながら現在進行中としている多摩市食プロジェクトの進捗状況を伺います。

# 一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 池田 桂

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 「健幸」な老後を送りたい～必要な介護サービスを受けるために～
- 2 子どもが「健幸」に育つためのオーガニック給食を！

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No.16
	午前10時59分	



## 項目別質問内容

<p>1 「健幸」な老後を送りたい～必要な介護サービスを受けるために～</p> <p>2025年には多摩市の人口の3分の1が65歳以上の方が占めることが予想される中で、今後、医療や介護が必要な方が増加することが見込まれます。</p> <p>「健幸」に市民の皆様が老後の生活を送るためには、要支援や要介護の軽い段階で、適切なサービスを利用し、より元気な状態に回復、あるいは今の状態を維持する必要があります。市民の方から、サービスを利用したくても、介護認定の結果が予想以上に低い、実態と合っていない、という声は以前から聞かれています。</p> <p>介護認定を受けるまでの過程ですが、介護サービスを利用するためには、まず、市の窓口で要支援・要介護認定の申請をし、申請後は市の職員などから訪問を受け、聞き取りによる認定調査が行われます。また、市からの依頼により、かかりつけの医師が心身の状況について主治医意見書を作成し、その後、認定調査結果や主治医意見書に基づくコンピューターによる一次判定及び、一次判定結果や主治医意見書に基づく介護認定審査会による二次判定を経て、市が要介護度を決定します。</p> <p>判定内容に不服があれば、区分変更の申請を行います。私も居宅介護支援事業所でケアマネに従事していた際に、利用者さんの実態と合わない判定が出て、何度か区分変更をせざるを得ないケースもありました。実態に合わない判定の度に、区分変更を行わざるを得ないと、その都度、必要な手続きや認定調査や審査会などを行わねばならず、ご本人や家族、市や包括支援センター、居宅支援事業所ともにコストや時間もかかり、無駄な労力を割くこととなります。より実態に合った結果となるために、何点か質問させていただきたいと思います。</p> <p>(1) 判定結果の内容に納得していただくためにも、本人や家族にその根拠を示すべきだと思います。介護認定審査委員会委員テキスト（平成30年4月版）には、「審査判定、とくに一次判定の変更の際には、被保険者への説明責任の観点からも、二次判定において、介護認定審査会委員が、申請者特有の介護の手間の増加や減少をどのように考えたかについて根拠とした特記事項や主治医意見書の記述内容とともに、介護認定審査会の記録として残されていることが重要です」とありますが、市の、本人や家族への情報開示の実施状況について伺いたいと思います。</p> <p>(2) 介護認定の申請数に対して、開示内容に対しての問い合わせや、不服があったケースの内容と件数、判定結果に不服があった場合の、区分変更の件数を伺います。</p> <p>(3) 厚労省の定めている認定調査の様式が、特に認知症の実態を反映できないようなものであり、改善すべき点が多いのですが、市として何らかの対応を行っているのかお答えいただきたいと思います。</p> <p>(4) 主治医の意見書は、骨折や認知症など本人が介護の必要な状態であるか</p>
--

## 項目別質問内容

<p>判断できる専門の医師でないと、本人がどれくらい介護が必要なのかの実態を反映した意見書にならない可能性があります。実際には、普段のかかりつけの医師に依頼することもあります。その点に関して伺います。</p>
<p>① 申請を行う段階で、主治医の選択をするにあたり、市民に分かりやすい形で情報提供を行っているのか。</p>
<p>② かかりつけの主治医がいない場合、市で指定された医療機関を受診することになりますが、医療機関の選択にあたって、フォローなどはされているのでしょうか。</p>
<p>(5) サービスが必要な方が、サービスを受けられないことで不利益を被ることを避けるためにも、地域包括支援センターが多忙なこともあり、身近に相談できる窓口を増やすことが必要かと思いますが、市の対応とお考えを伺います。</p>
<p>2 子どもが「健幸」に育つためのオーガニック給食を！</p>
<p>現在、エネルギーや原材料の価格高騰などによる物価や電気代等が値上がりする中、全国的にも子育て応援のための学校給食の無償化が進んでいますが、今、広がりつつあるのが、有機給食（オーガニック給食）です。</p>
<p>学校給食に有機農産物を提供している地域は、2018年度の農林水産省の調査では55市町村、20年度の調査では、2倍の115市町村と増加傾向にあり、東京都でも、武蔵野市がオーガニック給食を導入しています。日本では、この20年で発達障害のある子どもが急増しており、その大きな原因の一つが農薬（特に神経系統に影響のあるネオニコチノイドや毒性の強いグリホサート）が関わっていることが研究機関のデータで出てきています。子どもに安全な給食を提供するのは、健幸都市を目指す多摩市にとっても、喫緊の課題ではないでしょうか。</p>
<p>今や、世界的にもオーガニック給食を取り入れる国もあり、フランスや韓国ではオーガニック給食の導入が進んでいます。オーガニック給食の普及を進めていこうとする背景には、1980年代以降の農業の大規模化や工業化、貿易自由化により、地球規模での環境破壊や生物多様性の悪化など社会の持続可能性を脅かす事態となった経緯があります。その反省から、EUなどで環境や生物多様性、食の安全を重視した農政を実現する中で、販路の確保の面でも学校給食など公共調達への有機農産物の供給を行うという、世界の流れが出てきました。日本においても、持続可能な食糧システムの構築を目指すとする「みどりの食料戦略」の関連法も成立し、国会ではオーガニック（有機）給食を全国に実現する議員連盟が発足されました。「みどりの食料システム戦略」の2050年までに目指す目標として①農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション（実質0化）②化学</p>

## 項目別質問内容

<p>農薬使用量（リスク換算）を 50%削減③化学肥料の使用量を 30%削減④有機農業の面積を 100 万 ha（耕地面積の 25%）に拡大するなどを掲げており、今後その実現化に自治体も一定の取り組みが求められる方向になっています。多摩市としても、有機農業による食料自給率の向上のために、学校給食で有機農産物を使ったオーガニック給食の取り組みを行っていくべきだと思いますが、それに関していくつか質問させていただきます。</p>
<p>(1) 今、国も有機農業やオーガニック給食を後押しする政策をうちだしています。以前から一般質問でも提案されていた、「オーガニックビレッジ宣言」、さらに、「みどりの食料システム法」が成立し、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」により、有機農産物を活用する際の課題を解決する為に、必要となる経費にも支援が受けられるようになりました。</p>
<p>① そういった制度の利用の検討は現状可能なのか、あるいは条件次第で将来的に可能なのか、お伺いします。</p>
<p>② 友好都市の長野県富士見町とタイアップして有機農業により生産量を上げる、援農イベントで多摩市民も給食の食材の生産を手伝うことで現地の生産者を支えることも有機農業の推進に有効かと思いますが、そういった取り組みは可能なのか、また、そういった取り組みのもとで、オーガニックビレッジ宣言等の補助金の活用は可能なのかお伺いします。</p>
<p>(2) 武蔵野市は学校給食安全基準、日野市は、「疑わしきは使用せず」の方針のもと、学校給食安全指針（化学調味料は一切使用しない。献立に応じて削り節、煮干し、昆布から出汁を取る・冷凍、加工食品は使用しない※原材料が確認できず、添加物が多いため。コロケ、シュウマイ、イカ飯、フライ等全部手作り・カレーのルーも手作り・無添加、無着色の食品を使用・環境汚染や健康に対する配慮から、食器器具類の洗浄に石鹼を使用など）を策定していますが、多摩市の現状を伺います。</p>
<p>(3) 有機食材として、米が導入しやすく、ニンジン・玉ねぎ・ジャガイモなどの取入れから始めた自治体もあると聞いています。週 1 回や食材を限定した形からでも有機食材を使用できないのでしょうか。日野市でも学校給食に市内の農産物を使用することで「子どもたちの為に」と農家の生産量も上がり、JAさんも移送などに積極的に協力してくれている、と聞きます。野菜の供給であれば、市内の農家や市民農園、農業公園などの協力の元、市内の有機農産物の生産量を上げる取り組みにもなると思いますが、いかがでしょうか？</p>
<p>(4) 有機農産物を取り入れることで、コストや食材費が上がることは避け</p>

## 項目別質問内容

られません。市の予算だけでは学校給食の無償化が現時点で難しいなら、せめて子どもたちの健康を守るためにも、オーガニック給食のための費用を市で負担すべきだと思いますが、市としての考えを伺いたいと思います。